

第百六十四回国会
衆議院
財務金融委員會
議 録 第 九 号

平成十八年四月五日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 小野 晋也君

理事 江崎洋一郎君

理事 宮下 一郎君

理事 渡辺 喜美君

理事 古本伸一郎君

理事 伊藤 達也君

理事 小川 友一君

理事 大野 功統君

理事 佐藤ゆかり君

理事 土井 真樹君

理事 萩山 教蔵君

理事 藤野真紀子君

理事 松本 洋平君

理事 山本ともひろ君

理事 小川 淳也君

理事 田村 謙治君

理事 平岡 秀夫君

理事 柚木 道義君

理事 谷口 隆義君

理事 野呂田芳成君

七条 明君

山本 明彦君

小沢 鋭仁君

石井 啓一君

石原 宏高君

越智 隆雄君

木原 稔君

関 芳弘君

中根 一幸君

萩原 誠司君

牧原 秀樹君

御法川信英君

渡部 篤君

鈴木 克昌君

長安 豊君

三谷 光男君

鷺尾英一郎君

佐々木憲昭君

中村喜四郎君

財務大臣
財務金融委員会専門員
谷垣 禎一君
鈴木健次郎君

委員の異動
三月二十九日

野田 佳彦君

井澤 京子君

河井 克行君

補欠選任
小川 淳也君

補欠選任
山本ともひろ君

補欠選任
渡部 篤君

第一類第五号

財務金融委員会議録第九号

平成十八年四月五日

鈴木 俊一君

とかしきなおみ君

広津 素子君

吉田 泉君

同日

萩原 誠司君

牧原 秀樹君

御法川信英君

山本ともひろ君

渡部 篤君

鈴木 俊一君

井澤 京子君

河井 克行君

吉田 泉君

同日

萩原 誠司君

牧原 秀樹君

御法川信英君

山本ともひろ君

渡部 篤君

鈴木 俊一君

井澤 京子君

河井 克行君

吉田 泉君

四月三日

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

三月二十九日

消費税・住民税・所得税の増税反対等に関する請願(笠井亮君紹介)(第八九一号)
大増税反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第八九二号)

同(石井郁子君紹介)(第八九三号)

同(笠井亮君紹介)(第八九四号)

同(穀田恵二君紹介)(第八九五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八九六号)

同(志位和夫君紹介)(第八九七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第八九八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八九九号)

同(吉井英勝君紹介)(第九〇〇号)

出資法の上限金利の引き下げ等に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一〇二六号)

納税者権利保護規定の整備のため国税通則法の一部改正を求めることに関する請願(吉井英勝君紹介)(第一〇二七号)

大増税に反対することに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇二八号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇二九号)

同(笠井亮君紹介)(第一〇三〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇三一号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇三二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇三四号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇三六号)

消費税の大増税反対に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一〇三七号)

四月四日

共済年金の職域部分堅持等に関する請願(伴野豊君紹介)(第一二〇〇号)

大増税計画の中止を求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第一二〇一号)

定率減税縮小・廃止と消費税の大増税反対に関する請願(笠井亮君紹介)(第一二〇二号)

消費税の大増税反対に関する請願(笠井亮君紹介)(第一二〇三号)

同(第一二〇四号)

同(第一二〇五号)

同(第一二〇六号)

同(第一二〇七号)

同(第一二〇八号)

同(第一二〇九号)

同(第一二一〇号)

同(第一二一一号)

同(第一二一二号)

同(第一二一三号)

同(第一二一四号)

同(第一二一五号)

同(第一二一六号)

同(第一二一七号)

同(第一二一八号)

同(第一二一九号)

同(第一二二〇号)

同(第一二二一号)

同(第一二二二号)

同(第一二二三号)

同(第一二二四号)

同(第一二二五号)

サラリーマン増税、消費税の引き上げなど、大増税に反対する意見書(岡山県金光町議会)(第二三四七号)

出資法及び貸金業規制法を改正することを求める意見書(宮城県気仙沼市議会)(第二三四八号)

出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書(宮城県白石市議会)(第二三四九号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(秋田県北秋田市議会)(第二三五〇号)

出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(茨城県美野里町議会)(第二三五一号)

出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(群馬県笠懸町議会)(第二三五二号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県大桑村議会)(第二三五三号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県松川村議会)(第二三五四号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(熊本県宇土市議会)(第二三五五号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県川俣町議会)(第二四三一号)

勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書(秋田県大湯村議会)(第二四三二号)

同月二十七日

及び貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（高知県越知町議会）（第二四六八号）
出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書（熊本県芦北町議会）（第二四六九号）
同月三十一日

安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県
須賀川市議会（第二七二三号）
安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県

桑折町議会（第二七一四号）
安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県）

国見町議会（第二七一五号）
安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県
飯野町議会）（第二七一六号）

安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県大玉村議会）（第二七一七号）

安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県
白沢村議会)(第二七一八号)

貸金業者等の高金利引下げに関する意見書（熊

本県荒尾市議会(第二七二〇号)
雇用労働者に対する安易な増税路線の撤回を求
める意見書(福島県郡山市議会(第二七二二号))

雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県只見町議会）（第二七二二号）

雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の撤回を求める意見書（福島県中島村議会）（第二七三三号）

七三三号)
雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県石川町議会)(第二

七二四号)
雇用労働者を狙い撃ちにした安易な増税路線の
撤回を求むる意見書(福島県古殿町議会)(第二

撤回を求め、意見書（福島県工務部調査）（第二七二五号）

見書(福島県小野町議会(第二七二六号)
国民に負担を強いる増税の撤回を求める意見書
(福島県新地町議会)(第二七二七号)

高金利引き下げに関する意見書（群馬県議会）
（第二七二八号）

高金利引き下げに関する意見書(群馬県高崎市議会)(第二七二九号)
高金利引き下げに関する意見書(群馬県藤岡市議会)(第二七三〇号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県中之条町議会)(第二七三一号)
高金利引き下げに関する意見書(群馬県玉村町議会)(第二七三二号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(群馬県大泉町議会)(第二七三三号)
個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書(長野県安曇野市議会)(第二七三四号)
高金利引き下げに関する意見書(岡山県笠岡市議会)(第二七三五号)
高金利引き下げに関する意見書(岡山県新見市議会)(第二七三六号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(宮城県栗原市議会)(第二七三七号)
出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)及び貸金業の規制等に関する意見書(宮城県鳴子町議会)(第二七三八号)
出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書(宮城県女川町議会)(第二七三九号)
出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(茨城県守谷市議会)(第二七四〇号)
出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(栃木県岩舟町議会)(第二七四一号)
出資法の上限金利の引き下げを求める意見書(群馬県榛名町議会)(第二七四二号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」

の改正を求める意見書(富山市議会)(第二七四三号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県安曇野市議会)(第二七四四号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県辰野町議会)(第二七四五号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県箕輪町議会)(第二七四六号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県飯島町議会)(第二七四七号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県松川町議会)(第二七四八号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県阿南町議会)(第二七四九号)
出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(長野県阿智村議会)(第二七五〇号)
出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(長野県天龍村議会)(第二七五一号)
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県泰阜村議会)(第二七五二号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県上松町議会)(第二七五三号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県山形村議会)(第二七五四号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県池田町議会)(第二七五五号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県信州新町議会)(第二七五六号)
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県小川村議会)(第二七五七号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(長野県栄村議会)(第二七五八号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正による上限金利の引き下げ等を求める意見書(静岡県三島市議会)(第二七五九号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(静岡県伊豆市議会)(第二七六〇号)
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(静岡県東伊豆町議会)(第二七六一号)
出資法の上限金利の引き下げ等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書(静岡県河津町議会)(第二七六二号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求

める意見書(静岡県西伊豆町議会)(第二七六三号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(愛知県瀬戸市議会)(第二七六四号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(愛知県江南市議会)(第二七六五号)
出資法の上限等に関する法律の改正を求める意見書(愛知県東海市議会)(第二七六六号)
出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(大阪府茨木市議会)(第二七六七号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(島根県浜田市議会)(第二七六八号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(熊本県南関町議会)(第二七六九号)
出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(熊本県御船町議会)(第二七七〇号)
庶民大増税をやらなことを求める意見書(群馬県大泉町議会)(第二七七一号)
税制改革に関する意見書(福島県富岡町議会)(第二七七十二号)
税制改革に関する意見書(福島県大熊町議会)(第二七七三三号)
税制改革に関する意見書(福島県双葉町議会)(第二七七四号)
政府増税案に対する意見書(愛知県江南市議会)(第二七七五号)
納税者への安易な増税路線の撤回を求める意見書(福島県鏡石町議会)(第二七七六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○小野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣谷垣禎一君。

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○谷垣國務大臣 ただいま議題となりました国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、最近における国有財産行政をめぐる状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を發揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有財産の有効活用を促進するための措置として、借り受け庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加するとともに、庁舎等のうち床面積または敷地の余裕部分等について、国以外の者に貸し付けること等ができることとしております。

第二に、国有財産の売却を促進するための措置

として、普通財産の円滑な売り払いのために、当該普通財産の隣接地またはその上に存する借地権との交換を行うことができることとしております。

第三に、庁舎等の効率的な整備を推進するための措置として、使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の發揮のために追加するとともに、一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰り入れ規定を廃止し、同特別会計から一般会計への繰り入れ規定を創設することとしております。また、国が行政財産である土地とその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有する場合について、当該土地を貸付対象に追加するとともに、国有地の貸し付けに際して定期借地権の設定が可能となるよう貸付期間の特例を設けることとしております。

第四に、国有財産行政における効率性の視点の明確化のための措置として、国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を含めた原則を規定するとともに、財務大臣による国有財産の総括においても、各省各庁の長に對し、同原則にのっとりた効率的な運用を求めることを明確にすることとしております。

そのほか、公園等の用途廃止等及び皇室用財産の寄附等による取得に際しての国会議決を必要とする金額基準を引き上げることとするなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時六分散会

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律

(国有財産法の一部改正)

第一条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 管理及び処分の機関(第五条―第九

条の四)

第三章 管理及び処分

第一節 通則(第九条の五―第十七条)

第二節 行政財産(第十八条―第十九条)

第三節 普通財産(第二十条―第三十一条)

第三章の二 立入り及び境界確定(第三十一

条の二―第三十一条の五)

第四章 台帳、報告書及び計算書(第三十二

条―第三十八条)

第五章 雑則(第三十九条―第四十一条)

附則

第一条中「管理」を「管理」に、「特別の定」を

「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改め

る。

第三条第一項及び第四項中「これを」を削る。

第四条の見出し中「総括」を「総括」に改め、同

条第一項中「国有財産の総括」を「国有財産の総

括」に、「管理及び処分の適正を期するため」を

「適正な方法による管理及び処分を行うため」に

改め、同条第二項中「各省各庁の長」を「各省各

庁の長」に改める。

第六条中「これを」を削る。

第七条見出しを含む。中「国有財産の総括」

を「国有財産の総括」に改める。

第八条の見出し中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、

同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中

「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項

但書」を「前項ただし書」に改め、「これを」を

削る。
第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。
第三章第一節中第十条の前に次の一条を加える。

(管理及び処分の原則)

第九条の五 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第十条の前の見出し中「総括」を「総括」に改め、同条第一項中「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要がある」を「前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要がある」に、「その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため」を「その他」に改め、同条第二項中「執つた」を「とつた」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に、「確める」を「確かめる」に、「当該職員をして」を「当該職員に」に改める。

第十一条中「置かなければ」を「おかなければ」に改める。

第十三条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改める。

第十五条中「会計をして」を「会計に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第十六条第一項中「取扱」を「取扱」に改め、同条第二項中「違反してなした」を「違反する」に改め、「これを」を削る。

第十八条第一項中「これを」及び「これに」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項と

し、同条第四項中「第一項ただし書の地上権を」第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地之余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等

の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他の政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一号第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項

において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

第二十條第一項中「これを」を削り、「貸し付け」の下に「管理を委託し」を加え、「これに」を削り、同条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に改め、「これを」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合 六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二條の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

第二十二條第一項中「これを」を削り、「以下公共団体」を「以下「公共団体」に改め、同項第一号中「尿処理施設」を「尿処理施設」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第二十三條中「これを」を削り、同条ただし書中「ただし」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

第二十四條第二項中「因つて」を「よつて」に改める。

第二十五條第一項中「これを」を削り、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十六條中「前五條」を「第二十一条から前条まで」に改め、「道路」の下に「電線路」を、「地上権」の下に「又は地役権」を加え、「貸付」を「貸付け」に、「場合に、これを」を「場合（次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理の委託）
第二十六條の二 普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため特に必要があるとして認める場合には、政令で定めるところにより、その適当と認める者に管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、管理の目的を妨げない限度において、各省各庁の長の承認を受けて、当該普通財産を使用し、又は収益することができる。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた普通財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた普通財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。ただし、その収益が前項の管理の費用を著しく超える場合として政令で定める場合には、管理受託者は、その超える金額の範囲内で各省各庁の長の定める金額を国に納付しなければならぬ。

第二十七條第一項中「これを」を削り、同項た

だし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「これを」を削る。

第二十八条中「左に」を「次に」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「因つて」を「よつて」に改め、同条第二号中「代る」を「代わる」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第三号中「因つて」を「よつて」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第四号中「屎尿処理施設又はと畜場」を「し尿処理施設又はと畜場」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十八条の二第二項中「これを」を削り、同項第一号中「無償貸付け」を「無償貸付」に改め、同条第三項中「これを」を削る。

第二十八条の三第二項中「これを」を削り、「更新のとき」を「更新の日」に改める。

第二十八条の五中「信託事務の処理の適正を期するため」を「信託事務の処理を適正に行うために」改める。

第三十条第二項中「これを」を削る。

第三十一条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「受けたもの」を「受けた者」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項及び第四項中「受けたもの」を「受けた者」に改める。

第三章の二 立入及び境界確定を「第三章の二 立入及び境界確定」に改める。

第三十一条の二の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第二項中「当該通知の内容を公告して、」を「当該通知は、公告をもつて」に改め、同条第三項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第四項中「これを」を削り、同条第五項中「立入」を「立入り」に改める。

第三十一条の三第三項中「ととのつた」を「調つた」に改め、同条第四項中「ととのわな」を「調わな」に改める。

第三十一条の四第一項中「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に改

め、「これを」を削り、同条第五項中「これを定めたを」を「当該境界を定めた」に、「これを公告しなければ」を「公告しなければ」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第三十一条の五第一項中「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「これを」を削る。

第三十二条第一項ただし書中「これを」を削り、同条第二項中「これを」を削る。

第三十三条第一項中「調製し」を「作成し」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「基き」を「基つき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十四条第二項中「の外」を「のほか」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第三十五条第一項中「毎に」を「ごと」に、「調製し」を「作成し」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「基き」を「基つき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十六条第一項中「調製し」を「作成し」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「基き」を「基つき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「の外」を「のほか」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第三十八条中「これを」を削る。

第三十九条本文中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を削り、同条を附則第一条とする。

第四十条を削る。

第四十一条中「調製すべき」を「作成すべき」に改め、「朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び」及び「これを」を削り、同条を附則第二条とする。

第四十二条第一項中「売払」を「売払い」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「てい触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第三条とする。

第四十三条中「これを」を削り、同条ただし書

中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第四条とする。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「てい触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第五条とする。

第四十七条中「これを」を削り、同条を附則第六条とする。

第四十八条及び第四十九条を削る。

本則中第三十八条の四を第四十一条とし、第三十八条の三を第四十条とし、第三十八条の二を第三十九条とする。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旧軍関係財産等」を削る。

第二条第一項中「さん橋」を「棧橋」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改める。

第五条第一項中「左に」を「次に」に改める。

第六条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第六条の二第一項中「取りこわして」を「取り壊して」、「あわせて」を併せて「に」改める。

第七条の前の見出しを「条件付の売払い又は貸付け」に改め、同条第一項中「埋立」を「埋立て」に、「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改め、同条第三項中「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改める。

第八条中「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改める。

第九条の前の見出し、同条及び第九条の二を削る。

第九条の三の前の見出し及び同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、普通財産のうち土地及び土地の定着物(以下この項において「土地等」という)は、所管する各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要があると認めるときは、当該土地等の一部について

て、隣接する土地等の一部若しくは全部又は当該土地の上に存する借地権の一部と交換することができる。

3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えるときは、行うことができない。

第九条の三を第九条とし、同条の前に見出しとして「交換の特例」を付する。

第十条を削る。

第九条の四中「第九条の三」を「第九条」に改め、同条を第十条とする。

第十条の二中「行なつた」を「行つた」に改める。

第十一条第一項中「且つ」を「かつ」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項の規定による売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「借受人」とあるのは「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」と読み替えるものとする。

附則第三項を削る。

附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項から第八項までを削る。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第三条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地・敷地となるべき土地を含む。以下同じ。

二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

第三条の次に次の一条を加える。

(庁舎等の実地監査等)

第三条の二 財務大臣は、庁舎等の適正かつ効率的な使用を図るため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は部下の職員に実地監査を行わせることができる。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、「受けた場合」の下に「又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合」を加え、「当該報告書に基づき」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「はかり」を「諮り」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣の協力を求めることができる。

6 前項の使用調整を行うことにより庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生ずると認められるときは、財務大臣は、関係の各省各庁の長に対し、次に掲げる措置をとることを求めることができる。

一 不用となるべき第二条第二項第一号に掲げる庁舎等の用途を廃止すること。

二 第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について廃止その他の借受けの見直しを行うこと。

三 国有財産法第十八条第二項第四号の規定に基づき国以外の者に当該余裕がある部分（次項において「余裕部分」という。）を貸し付けること。

7 財務大臣は、前項第三号の規定により国以外の者に余裕部分を貸し付けることを求めようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

第五条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一号を加える。

三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を発揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等（使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。）の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

(特定国有財産整備特別会計法の一部改正)

第四条 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「一般会計からの繰入金」を削り、「及び利子」の下に「一般会計への繰入金」を加え、同条第二項中「一般会計からの繰入金」を「一般会計への繰入金」に改める。

第十一条第一項中「特定の国有財産の取得に伴い不用となる」を「特定国有財産整備計画の実施により処分をすることとなつた」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国有財産法第十八条、第十九条及び第二十一条の改正規定並びに第二十六条の改正規定（場合、これを）を「場合（次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）」について「に改める部分を除く。」、第三条の規定（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中国有財産法第二十三条に一項を加える改正規定及び第二条中国有財産特別措置法第十一条の改正規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の国有財産特別措置法第十条第一項の規定によりされている管理の委託は、改正後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定によりされている管理の委託とみなす。

(特定国有財産整備特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定の施行の際現に特定国有財産整備計画に基づき実施されている国有財産の取得及び処分に関する事業で政令で定めるものに係る費用の財源に充てるための一般会計からの繰入金については、同条の規定による改正後の特定国有財産整備特別会計法第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)

第四条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第七項」に改める。

理由

最近における国有財産行政を巡る状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年四月十一日印刷

平成十八年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B